

豊橋市アカウミガメ実態調査員設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市環境基本条例（平成8年3月29日豊橋市条例第15号）第17条の規定に基づき、本市の特徴的な野生動物種であるアカウミガメの実態を把握し、保護対策及び自然環境の保全に資するため、この生息状況の調査に携わる、豊橋市アカウミガメ実態調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(調査区域)

第2条 調査員は、遠州灘沿岸の本市内の区域を調査するものとする。

(職務)

第3条 調査員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) アカウミガメの上陸・産卵頭数等の状況調査に関すること。
- (2) アカウミガメの卵のふ化等の状況調査に関すること。
- (3) その他のアカウミガメの調査・保護に関すること。

(委嘱)

第4条 市長は、アカウミガメ実態調査に熱意を有し、かつ調査に必要な知識を有する者に調査員を委嘱する。

(任期)

第5条 調査員の任期は、委嘱した日から翌年の3月31日までとする。

(身分証明書)

第6条 調査員には、身分証明書（別記様式）を交付する。

2 調査員は、その職務を行うときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(謝礼)

第7条 調査員には、調査終了後謝礼を支払う。なお、支払いの基準は別表「豊橋市アカウミガメ実態調査員の謝礼支払いに関する基準」によるものとする。

(庶務)

第8条 調査員に関する庶務は環境部環境保全課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

有効期限

年 月 日

豊橋市アカウミガメ実態調査員設置要綱第4条の規定に
基づく調査員であることを証します。

年 月 日

豊橋市長

印

55ミリメー
トル

85ミリメー
トル

(裏)

豊橋市アカウミガメ実態調査員設置要綱（抄）

第3条 調査員の職務は、次に掲げるものとする。
(1)アカウミガメの上陸・産卵頭数等の状況調査に関すること。
(2)アカウミガメの卵のふ化等の状況調査に関すること。
(3)その他のアカウミガメの調査・保護に関すること。

第4条 市長は、アカウミガメ実態調査に熱意を有し、かつ
調査に必要な知識を有する者に調査員を委嘱する。